

米国市場における訪日旅行プロモーション事業
委託業務プロポーザル募集要項

令和7年4月25日

岐阜県観光文化スポーツ部観光誘客推進課

目 次

【ページ】

第 1	募集の内容	1
1	委託業務名	
2	業務内容等	
3	委託業務期間	
4	委託費の上限	
第 2	応募に係る事項	1
1	参加資格	
2	企画提案書の作成	
3	応募の手続等	
第 3	提案評価に係る事項	6
1	評価方法	
2	評価会議	
3	評価項目及び評価内容	
4	最優秀提案者の選定	
5	提案者が 1 者又はない場合の取扱い	
6	選定結果の通知及び公表	
第 4	契約の締結	7
第 5	業務の適正な実施に関する事項	8
1	関係法令の順守	
2	業務の一括再委託の禁止	
3	個人情報保護	
4	著作権等	
5	情報セキュリティ	
6	守秘義務	
7	立入検査等	
第 6	業務の継続が困難となった場合の措置について	8
1	受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	
第 7	その他	9
第 8	問合せ先及び各種書類の提出先	9
別表	評価項目及び評価基準	10

プロポーザル募集要項

米国市場における高付加価値旅行者に訴求するため、現地の旅行会社やメディア等（以下「現地旅行会社等」という。）に向けた商談会の実施や岐阜県の PR に繋がるニュースレターの配信等、外国人目線での情報発信等を行うことにより、岐阜県の強みである「サムライ文化」、「自然・アクティビティ」、「歴史・伝統」等を体験できる地域のブランド構築、及び現地の潜在的な訪日旅行者の認知度向上と誘客促進を目的とした「米国市場における訪日旅行プロモーション事業委託業務」について、プロポーザル（企画提案）参加事業者を募集します。

第 1 募集の内容

1 委託業務名

米国市場における訪日旅行プロモーション事業委託業務

2 業務内容等

別添「業務仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 1 9 日（木）までの間

4 委託費の上限

9, 9 9 3, 2 6 9 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 委託費の上限を超える見積額の提案は失格とします。

第 2 応募に係る事項

1 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。以下「単独法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であることとします。

単独法人等にあつては、以下①から⑨までのすべての要件を満たしていることが必要です。共同体にあつては、代表構成員を含むすべての構成員が①から⑧までの要件を満たすこととし、⑨の要件については構成員のいずれかが条件を満たす必要があるものとします。

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

② 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

- イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ③ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる公正事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされている破産事件に係るものを含む。）
- ④ 県税等の公租公課について未納徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
- ⑤ 県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- ⑥ 県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- ⑨ 法令等の規定による官公署免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うにあたっては、当該免許、許可、認可を受けていること。

2 企画提案書の作成

以下の①から③までの項目（詳細は別添「業務仕様書」を参照すること。）について、企画提案書（様式4）により、事業を企画・提案してください。なお、企画提案書は、日本工業規格A4（一部A3版資料折込使用可）とします（海外法人においては、同等サイズの使用可）。なお、企画書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

- ① 米国市場における訪日旅行プロモーション事業に関する提案
 - ア 米国市場と岐阜県の観光資源についての情報
 - イ 実施方針
 - ウ 具体的な企画内容及び運営手法

② 業務全体の実施体制

ア 本業務に類する事業の実施実績（実績がある場合に記入）

イ 業務の実施体制

ウ 業務実施責任者の知識・経験・資格等

③ 社会的課題への取り組みについて

3 応募の手続等

（１）スケジュール

項 目	日 程
① 募集要項等の公表・配布	令和7年4月25日(金)～令和7年5月21日(水)
② 募集要項等に関する質問受付	令和7年4月25日(金)～令和7年5月21日(水)
③ プロポーザル参加申込受付期間	令和7年4月25日(金)～令和7年5月21日(水)
④ 企画提案書の受付期間	令和7年4月25日(金)～令和7年5月28日(水)
⑤ プロポーザル評価会議	令和7年6月3日(火)
⑥ 審査結果の通知・公表	令和7年6月中下旬[予定]

（２）募集要項等の公表・配布

① 配布期間

令和7年4月25日(金)～令和7年5月21日(水)（閉庁日を除く。）

午前8時30分～午後5時15分

② 配布場所

募集要項等は、岐阜県庁ホームページ内の以下のページに掲示します。

https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/search/search.php?search_bid_kwd=&ctg%5B%5D=5&sec02=0&sec01=0&date1=&date2=&search=1

※ 紙媒体での配布を希望の場合は、以下までお越しください。

岐阜県観光文化スポーツ部観光誘客推進課

（〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁10階）

※ 郵送での配布は行いません。

（３）説明会の開催、募集要項等に係る質問書の受付及び回答の公表

① 説明会の開催

説明会は開催しません。

② 質問書受付期間

令和7年4月25日(金)～令和7年5月21日(水)（閉庁日を除く。）

午前8時30分～午後5時15分

③ 質問書提出方法

質問書（様式1）を観光誘客推進課あてに電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Word としてください。）を添付し提出してください。その他の方法による

質問には回答を行いません。

電子メールアドレス：c11336@pref.gifu.lg.jp

※ 電子メールの件名に「【質問】米国市場における訪日旅行プロモーション事業委託業務」と記載してください。

※ 提出後は、後記第8の提出先に確認の電話をしてください。

④ 回 答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県ホームページ内の以下のページにて公開します。

https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/search/search.php?search_bid_kwd=&ctg%5B%5D=5&sec02=0&sec01=0&date1=&date2=&search=1

(4) 参加申込受付

① 受付期間

令和7年4月25日（金）～令和7年5月21日（水）（閉庁日を除く。）

午前8時30分～午後5時15分

② 提出書類

(ア) 参加申込書（様式2）

(イ) 誓約書（別紙1）

③ 提出方法

- ・ 上記②提出書類を観光誘客推進課まで持参又は郵送により提出（期間内に必着）してください。
- ・ 郵送の場合は、簡易書留、特定記録郵便等、配達されたことが証明できる方法とし、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。
- ・ 持参する場合は、県庁1階の総合受付で入庁手続きを行う必要があります。総合受付で訪問課（観光誘客推進課）を伝え、来庁者カードの交付を受けて入庁してください。

(5) 企画提案書等書類の受付

① 受付期間

令和7年4月25日（金）～令和7年5月28日（水）（閉庁日を除く。）

午前8時30分～午後5時15分

② 提出書類

(ア) 企画提案書（様式4）

(イ) 見積書（任意様式）

(ウ) 法人等概要書（別紙2）

(エ) 行政機関等からの業務受託実績書（別紙3）※実績がある場合

(オ) SDGsへの取り組み状況（別紙4）

③ 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

④ 提出方法

- ・ 上記②提出書類を観光誘客推進課まで持参又は郵送により提出（期間内に必着）してください。
- ・ 郵送の場合は、簡易書留、特定記録郵便等、配達されたことが証明できる方法とし、令和7年5月28日（水）午後5時15分必着としてください。また、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。
- ・ 持参する場合は、県庁1階の総合受付で入庁手続きを行う必要があります。総合受付で訪問課（観光誘客推進課）を伝え、来庁者カードの交付を受けて入庁してください。

⑤ 注意事項

県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

（６） プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格（無効）事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- （ア）提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- （イ）提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- （ウ）評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- （エ）募集要項に違反すると認められる場合
- （オ）評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- （カ）他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- （キ）事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- （ク）委託費の上限を超える見積額の提案をした場合
- （ケ）その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽微な修正を除く。）

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦ その他

- (ア) プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、期限までに企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとみなします。
- (イ) 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項及び別添「業務仕様書」の記載内容に同意したものとみなします。
- (ウ) 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成 12 年条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- (エ) 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日（評価会議開催日前日が休日の場合は、その直前の平日）の正午までに、プロポーザル参加辞退届（様式 3）を観光誘客推進課に持参又は郵送により申し出てください。郵送の場合は、郵送後、後記第 8 の提出先に確認の電話をしてください。

（7）見積書作成にあたっての注意事項

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。
- ② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかにかかわらず、見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額とし、消費税及び地方消費税を内書きすることとしてください。

第 3 提案評価に係る事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された「米国市場における訪日旅行プロモーション事業委託業務プロポーザル評価会議」（以下「評価会議」という。）が行います。

なお、評価会議では、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容を基に、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し審査の上、最優秀提案者を選定します。

2 評価会議

（1）開催日時

令和 7 年 6 月 3 日（火）

※ 時間の詳細については、後日、企画提案参加者にそれぞれ通知します。

（2）開催場所

岐阜県庁内会議室

※ 開催場所の詳細については、後日、企画提案参加者にそれぞれ通知します。

（3）企画提案の所要時間（予定）

- ・ プレゼンテーション 1 5 分間以内
- ・ 質疑応答 1 5 分間程度

(4) 注意事項

- ・ プレゼンテーション参加人数は、1 提案者あたり 2 名までとします。
- ・ 評価会議当日、新たに説明資料を追加することはできません。
- ・ パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。受付期間内に提出した資料のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ・ プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・ 指定時間に遅れた場合は、評価会議への参加を認めません。

3 評価項目及び評価内容

別表「評価項目及び評価基準」のとおり。

4 最優秀提案者の選定

基準点を満たしており、かつ、各評価会議構成員の順位点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定します。

各評価会議構成員の順位点の合計が同じである者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。

なお、順位点の合計及び提案金額が同じである者が複数いる場合は、くじ引きにより決するものとします。

5 提案者が 1 者又はない場合の取扱い

提案者が 1 者のみの場合であっても評価は実施し、基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者として選定します。また、基準点に満たない場合、または提案者がいない場合には、再度公募を実施します。

6 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、次の内容を岐阜県庁ホームページ上で公表します。

- ① 最優秀提案者の名称及び評価点
 - ② 全提案者の名称（申込順）
 - ③ 全提案者の評価点（得点順）（価格点及び提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。）
 - ④ 最優秀提案者の選定理由
 - ⑤ 評価会議構成員の氏名
 - ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合はその理由
- ※ なお、応募者が 2 者の場合は、③は公表しません。

第 4 契約の締結

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案の内容が基本となりますが、協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

また、契約が不調に終わった場合は、基準点を満たし、順位点の合計が次点の者と交渉するものとします。

なお、電子契約サービスを利用して、電子契約を締結するか否かの希望の確認を行います。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出してください。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、事業の実施にあたっては、関係法令を遵守する必要があります。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務を効率的に行う上で必要な場合には、あらかじめ発注者と協議の上、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報保護

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。併せて、別記1「個人情報取扱特記事項」を順守するものとします。

4 著作権等

別記2「著作権等取扱特記事項」を順守するものとします。

5 情報セキュリティ

別記3「情報セキュリティに関する特記事項」を順守するものとします。

6 守秘義務

受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、業務終了後も同様とします。

7 立入検査等

県は、事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができるものとします。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は、契約の取消しができるものとします。その場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第7 その他

最優秀提案者が、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」及び「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第8 問合せ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（岐阜県庁10階）

岐阜県観光文化スポーツ部観光誘客推進課 海外誘客係

TEL：058-272-8360（直通）

電子メールアドレス：c11336@pref.gifu.lg.jp

別表

評価項目及び評価基準

以下の各項目の評価基準に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として評価し、構成員の評価点の合計により算出する。なお、業務の実施計画及び実施体制等に関する評価点合計値の6割を最低基準とする。

評価項目及び評価内容			評価基準点				
(1) 米国市場における訪日旅行プロモーション事業に関する評価			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
①	岐阜県の観光資源やブランディング戦略の理解度	米国市場とサムライ文化を含む岐阜県の観光資源について、十分な知見とプロモーションの豊かな経験を持ち、高付加価値旅行者に訴求する能力を有するか。	20	16	10	4	0
②	米国大手コンソーシアム等向けプロモーション	・提案されたコンソーシアム等は、高付加価値旅行者への誘客が期待できるものか。また、実績は十分であるか。 ・商談用PRツールについて、提案されたツールは、岐阜県の観光を効果的にPRできるものになっているか。	15	12	8	4	0
③	テーマ性の高い旅行商品造成・販売(例: 自然、歴史、文化等)	商品造成・販売について、提案された商品は、テーマ性の高いものになっているか。また、現地旅行会社等への販売に期待できるか。	10	8	5	2	0
④	米国旅行博LATAS2026の出席	確保するブースは、効果的なPRが期待できる位置であるか。また、ブースは、米国市場の特性等を考慮し、テーマ性の高いデザインとしたうえで、訴求力のある内容となっているか。	10	8	5	2	0
⑤	その他プロモーション活動	提案された活動内容は、十分な効果が見込まれるものとなっているか。また、適切に実施できる計画となっているか。	10	8	5	2	0
⑥	基本業務	基本業務を適切に実施できる計画となっているか。	5	4	3	1	0
小 計			70点満点				

評価項目及び評価内容			評価基準点				
(2) 業務全体の実施体制に関する評価			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
①	事業実施の能力	本事業に類する事業を実施した実績があり、知識、ノウハウ、経験等を生かすことが期待できるか。	15	12	8	4	0
②	事業費の妥当性	事業費の積算は提案された企画内容と整合し、適切なものであるか。事業規模と大きくかけ離れていないか。	10	8	5	2	0
小 計			25点満点				

評価項目及び評価内容			評価基準点					
(3) 社会的課題への取り組みに関する評価			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	取組なし
①	SDGsへの取組状況	・「環境面の取組み」(1点)、「社会面の取組み」(2点)といったSDGsの取組みがなされているか。 ・ぎふSDGs推進パートナー登録制度の「シルバークラスパートナー」(1点)又は「ゴールドクラスパートナー」(2点)に登録されているか。	5	4	3	2	1	0
小 計			5点満点					